

水質汚濁防止法の排水基準 及び特定施設等について

令和8年2月25日
鹿児島県環境保全課

(令和7年度工場排水管理技術講習会資料)

1

目次

- 1 水質汚濁防止法の目的
- 2 工場・事業場の規制
- 3 排水基準
- 4 小規模事業場等
- 5 排水基準超過状況と原因
- 6 水質汚濁防止法に基づく届出
- 7 排水自主測定
- 8 地下水汚染の未然防止対策
- 9 事故時の措置

2

1 水質汚濁防止法の目的

目的(水質汚濁防止法第1条から抜粋)

- ① 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。
- ② 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任を定めることにより、被害者の保護を図ること。

制定の背景 水質汚濁防止法制定(昭和45年12月25日)

- ・ 近代の産業近代化により、水質汚濁による住民への被害が顕在化。
(水俣病, イタイイタイ病, 臭気の発生, 景観悪化など)
- ・ 国民の健康の保護と生活環境の保全を図る必要があった。
- ・ 旧水質2法(水質保全法, 工場排水規制法)の法体系の欠陥から, 原則的
一元化の必要があった。

3

1 水質汚濁防止法の目的

海域, 湖沼, 河川及び地下水の水質の汚濁の防止

⇒ **国民の健康を保護し, 生活環境を保全する**



【環境基準の設定 ~環境基本法~】

- * 海域, 湖沼 : 鹿児島湾, 八代海, 鶴田ダム貯水池等
(COD, 全窒素, 全燐等)
- * 河川 : 肝属川, 川内川等 (BOD, 全亜鉛 等)
- * 地下水 : 全域 (カドミウム, トリクロロエチレン, ほう素 等)



<具体的な規制・対策>

- * 工場・事業場 : 排水濃度規制, 地下浸透防止規制
- * 住宅等 : 生活排水対策

4

2 工場・事業場の規制

(1) 排水濃度規制

特定施設を有する事業場(特定事業場)からの**排水濃度**を規制

◎「特定施設」

次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設

- ・有害物質を含むこと。
- ・生活環境項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

◎特定施設の種類

- ・畜産農業における豚房施設
- ・飲料製造業における蒸留施設
- ・トリクロロエチレン等による洗浄施設 等

排水濃度を規制する排水基準は次の3種類

- 1 一律排水基準 2 暫定排水基準 3 上乗せ排水基準

排水基準に適合しない排出水の排出を禁止

⇒故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科せられる(直罰)

5

2 工場・事業場の規制

(2) 地下浸透防止規制

有害物質の使用等による**地下水汚染防止**のための規制

◎「特定地下浸透水」

- ・有害物質使用特定施設等を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの

◎「浸透の制限」

- ・当該事業場で使用している有害物質等が検出される排水は、地下に浸透させてはならない。

地下浸透防止規制は次の3種類

- 1 特定地下浸透水の浸透制限 2 構造基準遵守 3 定期点検

有害物質が検出される特定地下浸透水の地下浸透を禁止

⇒故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科せられる(直罰)

6

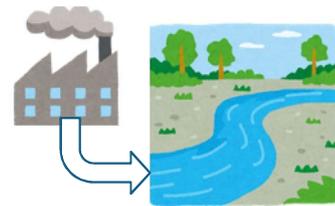
3 排水基準

水質汚濁防止法第12条：排水基準の遵守

排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

排水基準とは

- (1) 一律排水基準
- (2) 暫定排水基準
- (3) 上乘せ排水基準



※違反した場合、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 排水基準

- (1) 一律排水基準(国:排水基準を定める省令)

全ての特定事業場について**全国一律の排水基準**を設定

一律排水基準の規制項目

有害物質:28項目

カドミウム, トリクロロエチレン, ほう素等
※排水量に関係なく, **全ての**特定事業場に適用

生活環境項目:15項目

pH, BOD, SS, 大腸菌数等
※**日平均排水量50m³以上**の特定事業場に適用

3 排水基準

一律排水基準項目(有害物質1/2)

	有害物質	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
2	シアン化合物	1 mg/L
3	有機燐化合物(パラチオン, メチル パラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物 ◇	0.2 mg/L
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L

◇ : 一部業種に暫定排水基準を設定

9

3 排水基準

一律排水基準項目(有害物質2/2)

	有害物質	許容限度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物 ◇	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
26	ふっ素及びその化合物 ◇	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
27	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ◇	100 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

◇ : 一部業種に暫定排水基準を設定

10

3 排水基準

一律排水基準項目(生活環境項目1/2)

	生活環境項目	許容限度
1	水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
2	生物化学的酸素要求量(BOD) (海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
3	化学的酸素要求量(COD) (海域及び湖沼に排出される排水に限り適用)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
4	浮遊物質量(SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L

11

3 排水基準

一律排水基準項目(生活環境項目2/2)

	生活環境項目	許容限度
7	フェノール類含有量	5 mg/L
8	銅含有量	3 mg/L
9	亜鉛含有量 ◇	2 mg/L
10	溶解性鉄含有量	10 mg/L
11	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
12	クロム含有量	2 mg/L
13	大腸菌数	日間平均 800 CFU/ml
14	窒素含有量(環境大臣が定める海域, 湖沼で適用) ◇	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
15	磷含有量(環境大臣が定める海域, 湖沼で適用) ◇	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

破線囲いの項目は、鹿児島湾、八代海流入水域等について適用

◇ : 一部業種に暫定排水基準を設定

12

3 排水基準

(2) 暫定排水基準(国:排水基準を定める省令)

一律排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種について、暫定的に、緩やかな基準値を時限つきで設定

有害物質については、排水量に関係なく全ての特定事業場に適用

令和10年9月30日まで適用(温泉を利用する旅館業では当分の間)

- ほう素及びその化合物 5業種
一律排水基準: 10 mg/L 海域以外
230 mg/L 海域

- ふっ素及びその化合物 3業種
一律排水基準: 8 mg/L 海域以外
15 mg/L 海域

例)

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業(海域以外)	30 mg/L

例)

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業(50m ³ 以上, 海域以外)	15 mg/L
電気めっき業(50m ³ 未満)	40 mg/L

3 排水基準

(2) 暫定排水基準(国:排水基準を定める省令)

一律排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種について、暫定的に、緩やかな基準値を時限つきで設定

有害物質については、排水量に関係なく全ての特定事業場に適用

令和10年9月30日まで適用

- アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 4業種
一律排水基準: 100 mg/L

例)

業種その他の区分	許容限度
畜産農業(豚)	400 mg/L

※ 畜産農業(牛)については令和7年7月1日から一律排水基準に移行(6月30日まで300 mg/L)

令和9年3月31日まで適用

- 六価クロム化合物 1業種
一律排水基準: 0.2 mg/L

例)

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業	0.5 mg/L

3 排水基準

(2) 暫定排水基準(国:排水基準を定める省令)

一律排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種について、暫定的に、緩やかな基準値を時限つきで設定

※日平均排水量**50 m³以上**の特定事業場から鹿児島湾, 八代海など**県内10海域及びこれに流入する公共用水域**に排出する場合に適用

令和10年9月30日まで適用

- 窒素含有量 4業種
一律排水基準: 最大120 mg/L
例)

- 磷含有量 1業種
一律排水基準: 最大16 mg/L

業種その他の区分	許容限度	業種その他の区分	許容限度
畜産農業(豚)	130 mg/L	畜産農業(豚)	22 mg/L

3 排水基準

(2) 暫定排水基準(国:排水基準を定める省令)

一律排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種について、暫定的に、緩やかな基準値を時限つきで設定

日平均排水量**50 m³以上**の特定事業場に適用

令和11年12月10日まで適用

- 亜鉛含有量 1業種
一律排水基準: 2 mg/L

業種	許容限度
電気めっき業	4 mg/L

3 排水基準

(3) 上乗せ排水基準

(県:水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

地域の状況に応じて一律排水基準より
厳しい基準を設定

【県内8水域】

- 日平均排水量 **30 m³以上**
鹿兒島湾水域, 志布志湾流入水域,
大淀川水域, 万之瀬川水域,
川内川水域(鶴田ダム上流),
鹿兒島市内水域
- 日平均排水量 **50 m³以上**
川内川水域(鶴田ダム下流),
米之津川水域



3 排水基準

(3) 上乗せ排水基準

(例) 志布志湾流入水域に
係る上乗せ排水基準

(参考) 一律排水基準

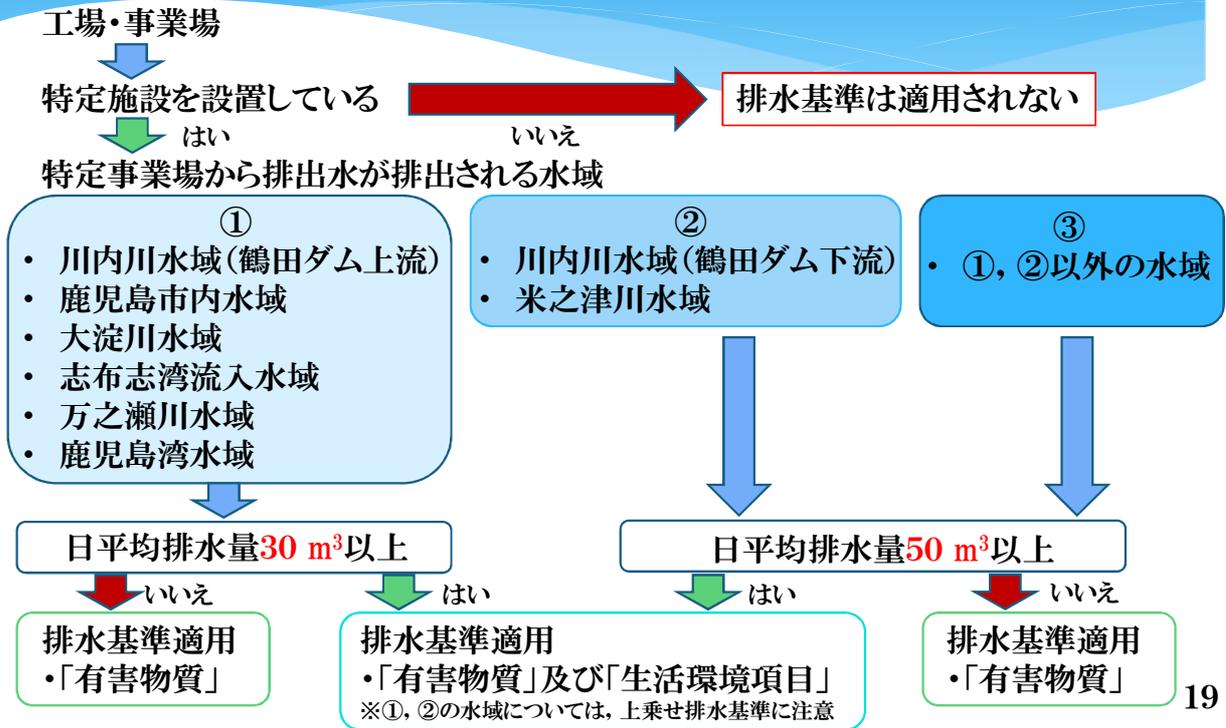
pH 5.8~8.6
BOD 最大160(日間平均120)
SS 最大200(日間平均150)
大腸菌数 日間平均800

※基準値は県HPに掲載
県HP(ホーム>くらし・環境>環境
保全>水質汚濁防止>水質汚濁防
止法>排水基準・環境基準>排水
基準)

区分	業種	項目及び許容限度					
		水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数(単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	
				日間平均	最大		日間平均
昭和50年11月1日前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしていないものを含む。)	乳製品製造業	5.8~8.6	50	65	50	65	300
	食鳥処理加工業	5.8~8.6	30	40	40	60	300
	製造業 排水量2,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
	製造業 排水量2,000立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
	製造業 排水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	800
	染色整理業	5.8~8.6	100	130	100	130	800
	製糸業	5.8~8.6	100	130	100	130	800
	エチルアルコール製造業 排水量7,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
	製造業 排水量7,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	60	80	70	90	800
	クエン酸製造業 排水量10,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
	製造業 排水量10,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	800
	と畜場	5.8~8.6	30	40	40	60	300
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8~8.6	30	40	50	70	800
	豚房施設, 牛房施設, 牛房施設又は馬房施設を有するもの		30	40	40	60	
	施設又は馬房施設を有するもの	5.8~8.6	80	100	90	120	
	排水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		120	160	150	200	800
	排水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	800
	その他のもの(さつまいもでん粉製造業を除く。)	5.8~8.6	120	160	150	200	800
昭和50年11月1日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設, 牛房施設, 牛房施設又は馬房施設を有するもの		20	25	30	40	
	排水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
	排水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	90	120	100	130	800
	その他のもの		20	25	30	40	
	排水量1,000立方メートル以上のもの		30	40	40	60	800
	排水量1,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	30	40	40	60	800

※空欄は上乗せなし(一律排水基準)

排水基準の適用について (鹿児島県の場合)

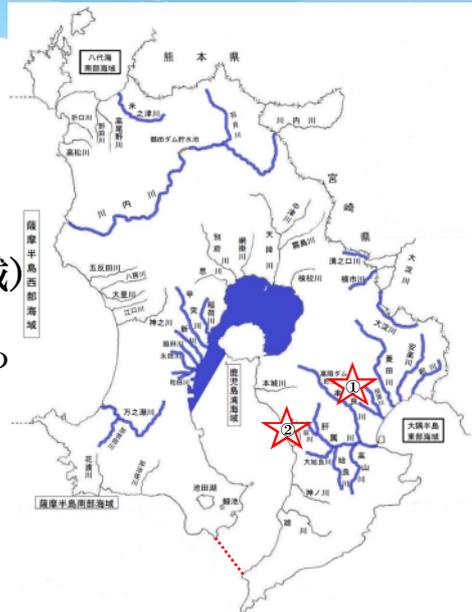


排水基準の適用について (鹿児島県の場合)

事例

鹿屋市にある養豚場(日平均排水量40 m³)
の排水基準は?

- ★①の場合(串良川に排水)
上乘せ排水基準が適用(志布志湾流入水域)
(有害物質+生活環境項目※)
※環境大臣が定める海域(鹿児島湾, 八代海等閉鎖性水域)への流入水域ではないため, 窒素・磷含有量は適用なし
- ★②の場合(鹿児島湾に排水)
一律排水基準が適用
(有害物質のみ)



3 排水基準

(4) 排水基準の改正について

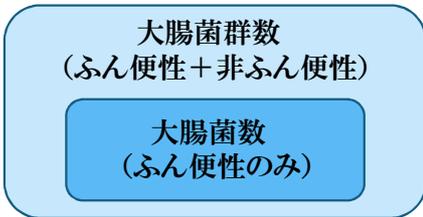
水質汚濁防止法施行令等の改正に伴い
生活環境項目のうち

『大腸菌群数』が 『大腸菌数』 に改正
(3,000個/cm³) (800CFU/mL)

※施行 令和7年4月1日

※経過措置 なし

※法施行令等の改正を踏まえ、上乘せ排水基準(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)についても改正



- ・大腸菌群数については、これまでふん便汚染の指標とされてきたが、その指標性が低いことが指摘されていた。
- ・簡便な大腸菌の培養技術が確立されてきたことから、より的確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数に改正
- ・基準は従前と同レベルで設定

4 小規模事業場等

小規模事業場等排水対策指導指針：県

排水基準の適用を受けない工場・事業場からの排出水の処理について、適切な取組みがなされるように必要な事項を定める。

排水基準の適用を受けない工場・事業場とは

(1) 小規模特定事業場

特定事業場のうち、法、条例に基づく排水基準(生活環境項目)の適用を受けない工場・事業場

(2) 非特定事業場

特定施設を有しない工場・事業場

目標基準

- ・pH 5.8~8.6
- ・BOD 160 mg/L
- ・SS 200 mg/L
- ・大腸菌数 800 CFU/ml など

一律排水基準と同じ

5 排水基準超過状況と原因

排水基準に適合しないおそれのある排水を排出する事業場

- ・文書指導, 改善勧告
- ・改善命令, 特定施設の使用若しくは排水の一時停止命令

排水基準違反に係る行政措置件数(令和6年度): 文書指導10件, 改善勧告10件

行政措置を受けた業種ワースト3						
順位	R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	業種	措置件数	業種	措置件数	業種	措置件数
1	畜産食料品製造業	3(0)	畜産食料品製造業	6(0)	水産食料品製造業 飲料製造	3(0)
2	水産食料品製造業	3(0)	飲料製造	3(0)	畜産食料品製造業 動植物油脂製造業 し尿処理施設	2(0)
3	飲料製造業	3(0)	動物系飼料製造業	2(0)	—	—

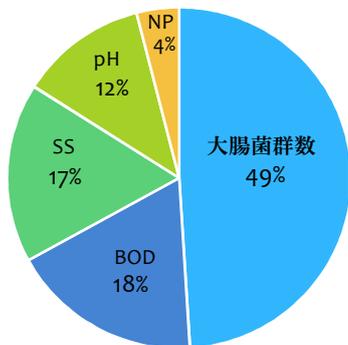
(注) () 書きは改善命令

※特に時期により排水量の変動する事業場は適切な維持管理が必要

5 排水基準超過状況と原因

排水基準超過項目割合

県内事業場(R1~R6)

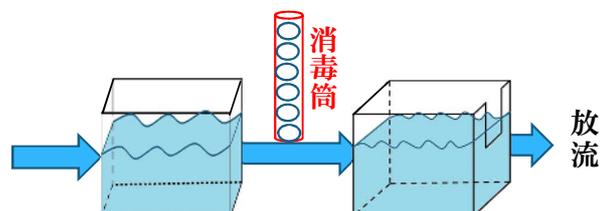


n=163

大腸菌群数の基準超過が最も多い

大腸菌群数の基準超過原因

原因	対策
消毒薬補充忘れ	管理体制の見直し(2名体制で確認)
消毒薬の接触不足	消毒槽の設置, 消毒場所の見直し, 消毒筒の増設

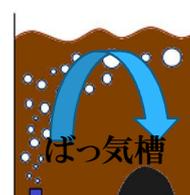


5 排水基準超過状況と原因

項目	原因	対策
pH	過ばっ気	ばっ気量の調整
	アルカリ性洗剤, 清缶剤の廃液	廃液をタンクに溜め, 中和後に排水
	pHメーターの異常	pHメーターの校正, センサーの交換
BOD (COD)	処理能力以上の汚水の流入	調整槽により流量調整, 生産量減
	ブローア安全弁破損(エア漏れ)	交換
	ばっ気槽へ消毒薬の流入	消毒薬の流入防止, 活性汚泥の入れ替え
SS	浮遊汚泥の流出	余剰汚泥の適正管理(汚泥引抜), 適正な曝気処理

活性汚泥処理のポイント

- 適切な汚濁物質の量と質
 - ・ 過剰でも不足してもダメ
- 適切な活性汚泥量
 - ・ 余剰汚泥の引抜き
- 適切なばっ気量
 - ・ 汚濁物質に合った酸素量
 - ・ ばっ気槽内の十分な攪拌



25

6 水質汚濁防止法に基づく届出

水質汚濁防止法第5条, 第7条, 第10条, 第11条 : 届出義務

特定施設を設置しようとするときは, 都道府県知事に届け出なければならない(第5条1項)。

届出が必要なものは

- (1) 設置届出
- (2) 使用届出
- (3) 構造等変更届出
- (4) 氏名等変更届出
- (5) 使用廃止届出
- (6) 承継届出

※届出をせず, 又は虚偽の届出をした者は, 以下の罰則のおそれ

- (1), (3) : 3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- (2) : 30万円以下の罰金
- (4), (5), (6) : 10万円以下の過料

※届出においては, 旧姓を併記することができる。

(例) 地球太郎が環境太郎に改姓した場合: 環境[地球]太郎

26

6 水質汚濁防止法に基づく届出

届出区分	内 容	提出期限
設置届出	特定施設等を設置, 増設, 更新する場合	工事着手60日前
使用届出	新たに特定施設等となった際, 現に施設を設置している場合	特定施設等となった日から30日以内
構造等変更届出	特定施設等の構造, 使用の方法又は汚水等の処理の方法等を変更する場合(汚水処理施設の増設や構造の変更等を含む。)	工事着手60日前
氏名等変更届出	氏名(法人にあつては代表者氏名), 名称, 住所及び事業場の所在地の変更があつた場合	変更後30日以内
使用廃止届出 ◇	特定施設等を廃止又は使用停止した場合	廃止, 又は使用停止後30日以内
承継届出	特定施設等の譲受, 借受, 相続, 合併又は分割による特定施設等の届出者の地位を承継した場合(届出は承継した者が行う。)	承継後30日以内

◇ 土壤汚染対策法に規定する特定有害物質(令和7年度現在, 26種類)を製造・使用・処理する特定施設の使用を廃止したときは, 土壤汚染対策法第3条に基づく土壤汚染状況調査の実施義務が発生します。

27

7 排水自主測定

水質汚濁防止法第14条 : 排水の自主測定義務

特定施設を設置し, 排水基準の適用を受ける事業者は排水の汚染状態を測定し, 記録し, 保存しなければならない。

測定については, 計量証明事業者に委託するなど排水基準に係る検定方法に従って測定を行わなければならない。

(日間平均排水量50m³以上, 有害物質使用事業場, 上乗せ排水基準適用事業場等)

測定項目 : 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用・変更)届出書別紙4の「排水の汚染状態」の欄に記載された項目

測定頻度 : 1年に1回以上(※)

測定時期 : 排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻

測定結果 : 3年間保管義務

※ 温泉を利用する旅館業に属する事業場にあつては, 一部項目(砒素 等)については3年に1回以上

注: 未実施, 未記録, 虚偽の記録に対しては30万円以下の罰金

28

8 地下水汚染の未然防止対策

<背景>

- 事業場からの有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が全国で発生
- 生産設備・貯蔵設備等の老朽化や作業ミス等が主な原因
- 地下水汚染は原因者の特定が難しく、一度汚染すると回復が困難

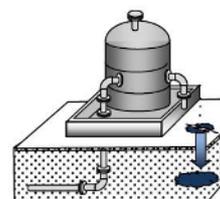


地下水汚染の未然防止のための実効性のある取組の推進が必要。



地下水汚染の未然防止対策として

- (1) 特定地下浸透水の浸透制限
- (2) 構造基準等の遵守
- (3) 定期点検



29

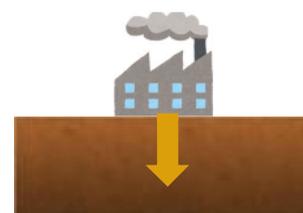
8 地下水汚染の未然防止対策

水質汚濁防止法第12条の3 : 特定地下浸透水の浸透制限

有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、有害物質が検出される特定地下浸透水を浸透させてはならない。

特定地下浸透水とは

有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの。



30

8 地下水汚染の未然防止対策

水質汚濁防止法第12条の4：構造基準等の遵守義務

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

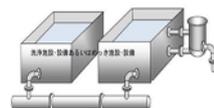
(1) 有害物質使用特定施設

有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設

「製造」：有害物質を製品として製造すること

「使用」：有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること

「処理」：有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること

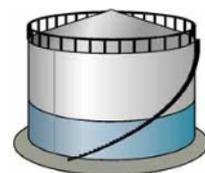


(2) 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設

「指定施設」：有害物質を貯蔵若しくは使用し、又は有害物質及び指定物質を製造・貯蔵・使用若しくは処理する施設

※有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等の施設が該当。



31

8 地下水汚染の未然防止対策

構造基準等とは

(1) 施設本体の床面及び周囲

有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質・構造

(2) 施設本体に付帯する配管等(配管, 継手類, フランジ類, バルブ類, ポンプ設備)

地上：漏えいを防止できる材質・構造, 漏えいを確認できる構造

地下：漏えい・地下への浸透を防止できる材質・構造, 漏えい・地下への浸透を確認できる構造

(3) 施設本体に付帯する排水溝等(排水溝, 排水ます, 排水ポンプ等)

地下への浸透を防止できる材質・構造

(4) 地下貯蔵施設

漏えい・地下への浸透を防止できる材質・構造

(5) 使用の方法

有害物質を含む水が飛散・流出・地下浸透しない方法で作業

漏えいした場合の漏えい防止措置, 有害物質を含む水の回収, 適切な処理

使用の方法等を定めた管理要領の策定 など

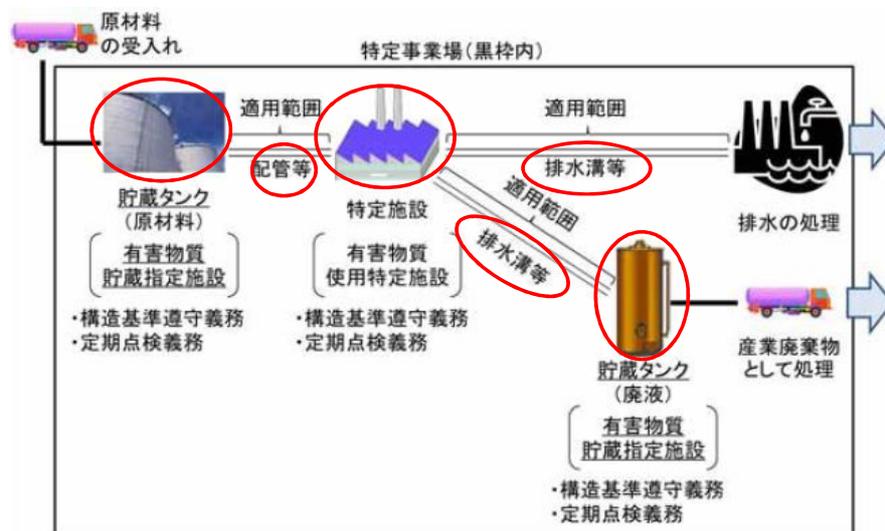
※ 有害物質を含む水の地下への浸透を防止する構造が基本。

※ 施設の設置時期に応じて基準が異なる。

32

8 地下水汚染の未然防止対策

＜構造等に関する基準の適用を受ける範囲＞



33

8 地下水汚染の未然防止対策

水質汚濁防止法第14条第5項：定期点検義務

有害物質使用特定施設等を設置している者は、定期的に点検し、結果を記録し、保存しなければならない。

定期点検は

- (1) 目視等により、設置場所の床面及び周囲、施設本体、それに付帯する配管等、排水溝等及び地下貯蔵施設について、構造等に関する基準に応じた項目及び頻度で実施、その結果等を記録、3年間保存する。
- (2) 有害物質等の使用の方法については管理要領を定め、使用方法が管理要領から逸脱していないか点検し、その結果を記録、3年間保存する。
- (3) 点検により施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等を確認した場合は、直ちに補修等の必要な措置を講ずる。

※ 施設の設置時期に応じて定期点検を行う事項・点検の回数が異なる。

※ 未実施、未記録、虚偽の記録に対しては30万円以下の罰金

34

9 事故時の措置

水質汚濁防止法第14条の2：事故時の措置義務

下記の施設がある工場・事業場において水質事故が発生した場合、直ちに応急措置を講じ、事故の概要等を届け出なければならない。

- (1) 特定事業場
- (2) 指定事業場
- (3) 貯油施設等を設置する事業場



事故発生の確認後、直ちに！

- ① 水・油の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じる。
- ② 事故の状況と措置の概要を県知事へ届け出る。

35

9 事故時の措置

措置が必要な事故とは

(1) 特定事業場

特定事業場において有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水(生活環境項目)が河川等に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことで、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

(2) 指定事業場

指定施設(有害物質を貯蔵若しくは使用し、又は有害物質及び指定物質を製造・貯蔵・使用若しくは処理する施設)を設置する工場・事業場(指定事業場)において有害物質又は指定物質を含む水が河川等に排出され、又は地下に浸透したことで、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

(3) 貯油施設等を設置する事業場

油を貯蔵する貯油施設又は油水分離施設(貯油施設等)において油を含む水が河川等に排出され、又は地下に浸透したことで、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

※油流出事故については、特定事業場・指定事業場に限らず、貯油施設等を設置している全ての工場・事業場が事故届出の対象となる。

36

まとめ

国民の健康保護と、生活環境の保全のために、
公共用水域と地下水の水質汚濁を防止することが必要です。
(水質汚濁防止法)

そのために・・・

特定施設設置者に
求められること

排水基準の遵守

届出の適切な実施

排水自主測定

地下水汚染防止

事故時の措置

37

県ホームページ

[ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全](#) > [水質汚濁防止](#) > [水質汚濁防止法](#)

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/suishitu/odakuboshi/>

- 水質汚濁防止法の改正等
- 水質汚濁防止法に基づく届出
- 排水基準・環境基準
- 水質汚濁防止法の窓口について

「水質汚濁防止法」で検索



38

美しい鹿児島をいつまでも



39

参考資料

指定物質(60種類)

有害物質及び油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質

ホルムアルデヒド	硫酸	p-ジクロロベンゼン	臭素	アニリン
ヒドラジン	ホスゲン	フェノバルブ(BPMC)	アルミニウム及びその化合物	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
ヒドロキシルアミン	1,2-ジクロロプロパン	プロピザミド	ニッケル及びその化合物	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
過酸化水素	クロルスルホン酸	クロタロニル(TPN)	モリブデン及びその化合物	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
塩化水素	塩化チオニル	フェニトロチオン(MEP)	アンチモン及びその化合物	
水酸化ナトリウム	クロホルム	イプロベンホス(IBP)	塩素酸及びその塩	
アクリロニトリル	硫酸ジメチル	イソプロチオラン	臭素酸及びその塩	
水酸化カリウム	クロルピクリン	ダイアジノン	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)	
アクリルアミド	ジクロロボス(DDVP)	イソキサチオン	マンガン及びその化合物	
アクリル酸	オキシデプロホス(ESP)	クロルニトロフェン(CNP)	鉄及びその化合物	
次亜塩素酸ナトリウム	トルエン	クロルピリホス	銅及びその化合物	
二硫化炭素	エピクロロヒドリン	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	亜鉛及びその化合物	
酢酸エチル	スチレン	アラニカルブ	フェノール類及びその塩類	
MTBE	キシレン	クロルデン	ヘキサメチレンテトラミン	

油(7種類)

原油	潤滑油	灯油	動植物油
重油	軽油	揮発油	

40

参考資料

水質汚濁防止法の窓口

名称	所管区域	連絡先
鹿児島地域振興局 健康企画課	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村	日置市伊集院町下谷口1960-1 099-273-2332
南薩地域振興局 衛生・環境課	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	南さつま市加世田村原2-1-1 0993-53-2317
北薩地域振興局 衛生・環境課	阿久根市, 出水市, 長島町, 薩摩川内市, さつま町	薩摩川内市隈之城町228-1 0996-23-3167
始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課	伊佐市, 霧島市, 始良市, 湧水町	霧島市隼人町松永3320-16 0995-44-7959
大隅地域振興局 衛生・環境課	曾於市, 志布志市, 大崎町, 鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	鹿屋市打馬2-16-6 0994-52-2112
熊毛支庁 健康企画課	西之表市, 中種子町, 南種子町	西之表市西之表7590 0997-22-0032
大島支庁 衛生・環境室	奄美市, 龍郷町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 喜界町	奄美市名瀬永田町17-3 0997-52-5411
鹿児島県環境保全課 水質係	屋久島町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	鹿児島市鴨池新町10-1 099-286-2629
鹿児島市環境保全課 環境保全係	鹿児島市	鹿児島市山下町11-1 099-216-1297